

暫定的な貸付けの要望を受け付ける物件

ここに掲載されている物件は、一時貸付けや3年を超える貸付け、事業用定期借地権の設定による貸付けの要望を受け付けています。物件により貸付けのできる用途・期間は異なりますので、詳細は受付担当課までお問い合わせ下さい。
 これらの貸付けは、有償となり、貸付期間が満了した場合、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。
 ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
 また、下表の備考欄に「売却要望も受付中」と記載されている物件については、貸付要望に加え、売却要望も受け付けていますので、同様に受付担当課までお問い合わせください。
 国有地の貸付及び売却は、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定します。
 ホームページの更新の都合上、既に貸付けを行っている場合がありますので、その節はご了承願います。

■ 富山県所在物件

令和3年10月18日現在

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	暫定活用可能な貸付け			貸付可能期間	要望受付期間	事務所等	担当	電話番号	備考
				一時貸付け	3年を超える貸付け	事業用定期借地権の設定による貸付け						
1	高岡市横田町2丁目49番4	宅地	58.60	○	×	×	個別照会	随時	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	

※ 記載事項は掲載時点のものであり、今後、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

●一時貸付け

・利用できる期間は3年以内となり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、マンションギャラリー、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でもご利用いただけます。

●3年を超える貸付け

・利用できる期間は3年超30年以内となり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でもご利用いただけます。

・建物所有以外の使用目的である場合に限りです。

●事業用定期借地権による貸付け

・利用できる期間は10年以上30年以内となります。

お問い合わせ先
 富山財務事務所管財課(国有財産売却担当) TEL(076)432-5488